

地方行政委員會議錄第四十四号

昭和二十九年四月十四日(水曜日)

午後二時五十八分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事瀧尾 弘吉君 理事吉田 重延君

理事鈴木 幹雄君 理事門司 亮君

木村 武雄君 橋本 清吉君

石村 英雄君 北山 愛郎君

伊藤幸太郎君 大石ヨシエ君

大矢 省三君 中井徳次郎君

松永 東君

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

出席府政委員

國家地方警察本部部長官 齋藤 昇君

國家地方警察本部警視長(總務部長) 柴田 達夫君

國家地方警察本部警視長(刑事部長) 中川 董治君

委員外の出席者

專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

四月十四日

委員横路節雄君辭任につき、その補欠として辻原弘市君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出第三一号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二号)

○中井委員長 これより會議を開きます。

警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令案の整理に関する法律案の兩案を一括して議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。門司亮君。

○門司委員 大臣にお聞きしておきたいと思ふことは、この警察法は、この前からしばしば議論についておるものでありますが、問題は自治警察であるのか、それとも國家警察であるのか、ということがはつきりしない。その点についておきたいと思ふますが、もしこれが地方の府縣單位の自治警察であるということになつて参りますなら、当然私は自治法の改正が行われなければならないと思ふが、大臣はこの点をどうお考えになつておられるか。

○犬養國務大臣 しばしば申し上げておる通り、これは府縣を一區画とする單位の自治警察でございます。それについて自治法の改正はどういうふうにか考へておるかという御質問でございますが、これは必ずしもこれに必然付随して改正しなければならぬとは考へてはおりません。

○門司委員 大臣はそういう御答弁でございしますが、この警察法のどこを見て参りましたか、現行自治法にきめておられますいわゆる市の所掌事務の中に警察を持つということが書いてある、これが警察法の中にもどこにも削除されてないというには私は見るのですが、そういういたしますと、自治法を改正しない限りは、自治法の中に市が警察を持つということが書いてあつて、その

してその警察が、法律を改正しないです。なかならないということ、私は法律の趣前から少しおもしろくないと思ふ。従つてどうしてもこれをやろうとするならば、自治法の改正が必然的にそこに生れて来なければならぬと私は思ふ。これはひとつ大臣からお答え願ひたい。

○犬養國務大臣 まず長官からお答えいたします。

○齋藤(昇)政府委員 自治法の中には他の法令の改正に伴つて修正を加えて行く部分があることは御承知の通りであります。さういふ手直しという意味から修正をいたしました方が、それは手直しの程度でありますので、自治法と抵触する問題にはならないだろうと考へております。

○門司委員 手直しと言ひますが、法律を直すのに手直しなんというりくつはな

いと思ふ。少くとも自治法という一つの法律のもとに國の施策が運営されて

いるのだが、その國の施策を運営しようとする法律が、手直しの程度であるからあとでもいいのだというりくつは私は立たぬと思ふ。それほど法律というものは權威のないものなのですか。

法律の權威というのはいくつもの法律の權威といふのは一体どうなのですか。私は今の齋藤君の答弁は、きわめて不親切な答弁だと思ふ。法律は國の一つのおきてであつて、國民はそれを守らなければならぬといふことは、憲法にはつきり書いてある。それを政府みづから、手直しの程度であるか

らどうでもいいのだといふことで一体どうします。法律といふものは、こんなことではないのですか。私どもの聞いておりますのは、そういう重複されたものが出来たといふことについてです。さらにその次の問題を考へて参りますと、自治警察であるかといふことが非常に大きな問題だと思ふ。あなたの方では、府縣單位の警察を國家の警察とも言わず、自治警察とも言わぬからその性格をはつきりせよと言つてゐるだけである。府縣の自治警察といふなら、その市が警察を持つということが改められて、府縣の所掌事務の中に入らなければならぬ。府縣は法律で定められておらない事項を一本施行することが出来ますか。法律で定められていなくとも、府縣は金を出すことが出来ますか。はつきり府縣の事務であるといふことになつておれば、府縣は法律に基いて処置をすることは当然である。しかし府縣の事務であるかといふことは、いまだにその基本がはつきりしておらない。しかもそれを直してもらったかどうかといふことを言つておるのに、そんなものは整理であるからあとでもいいのだとか、どうでもいいのだというやうな不親切なことであつてはならないと思ふ。法律といふものは、そんな輕々しいものでいいかどうかといふことを法務大臣から聞いておきます。

○加藤(精)委員 関連して。門司君の御質問は、この國會になつてからも、その前の國會におきましても、もう何

度繰返されたかわからない点でありまして、それに対する御回答もあつたのでありますが、私は大体問題は解決してゐると思ふのであります。これに對して自治法の機關に委任され、または團體に委任されてゐる委任事務に關しては、國警長官の言ひのが當然だと私は思ふのであります。委任事務だから、國が都合によつて機關に委任し、あるいは團體に委任する。地方自治法の中には、警察は市の業務だと書いてある条文は一體所もない。普通地方團體に對して委任してあるのだから、その点で國家が府縣といふ團體に委任し、市といふ團體に委任する。従つて國の委任事務に關する限りは、あ

とから地方自治法を整理するのが本來だ、こう考へるのであります。その点當局も私のように考へてゐるのじやないか、はつきりしていただきたいと思ひまして、當局に、門司さんの御意見と関連して質問いたします。

○齋藤(昇)政府委員 門司委員の御質問と加藤委員の御質問にお答えいたしますが、私先ほど申し述べましたやうに、大体加藤委員の御意見の通りでございます。地方自治法本来のあり方に反する法律は、基本的に考へておもしろくないと存じます。が、國が他の法令できめておる事務を、さらに地方自治法に合致するやうに規定をされてあるといふやうな部分につきましては、私は必ずしも絶対に同時になければならぬといふ趣旨のものではなからう、政府はかやうに考へておるのでござい

ます。従いまして自治法の改正の際に、現在自治法で規定されております点と違つた他の新しい法律が通過をいたしておりますなら、そういう際にはできるだけ整理をして行くべきものであり、できるならば同時に出来るものが望ましいことだと存じますが、いろいろ関係から同時に出来ませんで、私は法律解釈をいたしましてはさしつかえないものだ、政府はさように考えております。

○門司委員 今齋藤君から答弁があつたが、私は法律の取扱いその他について、今法務大臣に聞いていたのであります。齋藤君に質問したわけじやございせん。従つて法務大臣は、法律自体をどうお考えになつてゐるか。整理はあとからすればいいの。それから同時に今齋藤君からもできれば同時にいせばいい、こういうお言葉があつた、こういう事象があるということ、さらに今度警察法を出しになることは最初からわかつておる、自治法の改正も出そうということば政府はわかつておる。それが何ゆゑに自治法の改正が出て来ないか。

私は委員長にお願いたしますが、ここに塚田大臣を呼んでいただきたい。塚田大臣を呼んでもらつて、遅れている原因はどこにあるかを聞きたい。私も今は齋藤君の答弁にもありました通り、できればこういう問題を同時に解消しておきたい。また同時に話を進めて行きたい。一体自治法の改正をいつごろ出すのか、ここに塚田長官の出席を求めて話を進めたい。

○中井委員長 了承いたしました。その余の問題につき質疑の御進行を願います。

○門司委員 長官の来るまで、返事を聞くまで待つています。

○中井委員長 門司君に申し上げますが、自治庁長官の出席を要求しましたところ、長官は昨日から関西へ旅行中だそうであります。明日帰郷されるということでありまして、あなただけの御質問につきましては、その余の問題につき進められんことをお願いいたします。

○門司委員 自治庁長官がおいでにならぬというお話であります。関西に旅行になつたというのは公務であるか私用であるかわりませんが、いずれにいたしましても国会開会中に、大臣が関西においでになつて、国会においてならぬということ自身について、私も非常に不満を持つものであります。一体塚田大臣の御旅行は公用でありますか、私用でありますか。

○中井委員長 公務なりとの御報告を受けました。

○門司委員 どういう理由なのでうか。

○中井委員長 それは承知いたしません。公務であるという通知を受けました。

○門司委員 私は大臣がおいでになるまで、次の質問をするわけには行きませんから、一応この問題を片づけて、それから次に入りたいと思ひます。塚田大臣が明日おいでになるなら、明日まで私の質問は保留しておいていただきます。

○中井委員長 門司君の御質問は保留されましたから、鈴木幹雄君に質疑を許します。鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 今回新しく警察法の改正案が出されましたが、この問題は

昭和二十二年に公布されました警察法を根本的に改革しようとする大改正でありまして、その意味から申しますと、今まで数回試みられました部分的な改正にあらずして、全文改正という趣旨もここにあらうと私は存するものであります。それで私は大臣にお伺ひしたい点が数箇点あるのでござい

ます。第一にお伺ひしたいのは、この法案の提出をめぐりまして、今非常に大きな政治問題が起つております。それは一方におきましては国警と自治警との間におきまして、この法案の成否をめぐる論争が政治問題にまで発展を

しつつあるような状況であります。またこれを地域的に見て参りますと、府県という地域にある公共団体と市を

中心とする自治体との間における大きな問題が起つております。この問題が起りましていろいろとわれ／＼の手元

にも毎日のように各種の陳情書が配達されておる。このような事柄をいひ

は思ひません。いひとは思ひませんが、今日まで續いておるのであります。それ

で私はこの法案の成立の過程におきまして、国警の当局あるいは法務大臣

におかれまして、一体国警と自治警、都市警察、こういう方面とこれ

の意見の交換をされ、もしくは意見の調整に努力されたか。あるいはまた

府県というものと市の公共団体との間における意見の調整について努力を

されたか。あるいはまた、この点について私は若干の疑問を持つものであり

ます。もし大臣にいろいろお話を聞かれましたら、そういうような点に深

甚な注意をして努力を払われておつたならば、あるいは今日見るがごとき対

立抗争、これは感情的にまで高まつておる。これは見受けるのであります

が、こういう問題を解消することができ、私も何もつとこの問題を願

ふることなく、この法案を賛成することのできたであらうという点を遺憾に

思ふのであります。この点に關する大臣の率直なる御所見と今までとられ

ました御措置についてお伺ひしたいのであります。

○大藏國務大臣 鈴木委員の御質疑の御趣旨は、まことにごつとものな点がござい

ます。このたび御審議を願ひます本法案につきましては、国家地方警

察と自治警察とをともに廃止いたしまして、府県警察ということにいたした

のであります。国家警察の方でも府県警察にするにはいろいろ注文もあり

ましたが、その注文のあるものはこれを押え、また伝統ある自治警察を育

て来た関係者にとりましては、愛顧の情たえがたしといふところがあること

はよくわかります。しかしいろいろ考慮いたしまして結果、両者をともに併

よく廃止しまして府県警察とする。その間同じ本法案を立案するにつ

ても、もつとそれ／＼自治警の生みの親である関係者に十分納得させる必要が

あつたのではないかと、それが足りないからいろいろ感情の軋機や何か起

つてゐるのではないかと、こういう御懸念でございます。陳情については私も

しばしば受けておりますが、これは批評になつてゐるは失礼かもしれませ

んが、率直に言へといふお話でござい

ますから申し上げますが、昨年は団体的な、しつこい形勢すればはな猛運動

があつた。本年は非常にじみに、かつ真剣に個々別々的にいろいろ意見の

開陳がありまして、私もときには多忙のためにその人にお目にかからな

いでお断りしたこともありましたが、できるだけひまをさいてお目にかかり

ましてその立論、御趣旨を十分に伺つたつもりでござい

ます。あるいは地方によつては十分だ

らうという御懸念がござい

なかつた地方もあるかと思ひ

ます。このこともしばしば耳に

しております。今後でもそういう方の陳情については、できるだけひまを

さいて本法案の立案の趣旨を申し上げたいと思つております。従つてある地

方において特にそういう連絡が欠けていたようなことがあ

りましたら、どうか率直に御教示を願

えれば、こつちも進んでお目にかか

るにいたしたいと思ひます。実は本

法案について不満を持つておられる大都市の警察の首脳部にも、特に最近お

目にかつたこともござい

ます。われわれにも至らざる

ところがあることは十分認め

ます。そういう点は御指摘くだされば最善の努力をいたしたいと思

つております。

〔委員長退席、灘尾委員長代理着席〕

○鈴木(幹)委員 ただいま大臣の答弁によりまして、大体事後における大臣のお骨折りの意見の交換、こ

ういうようなことについて御努力なすつていらつしやる姿を承つたのであり

ますが、私はこの法案の立案の過程におきまして、提出前の問題として、こ

ういうような指摘がとられたならば、これだけの対立抗争の激化というやうな

問題は免れたのではないだらうか、この点につきまして私は遺憾な点がある

ように考えておるものでござい

ます。

次にお伺いをいたしたのでありますが、今度の法案によりますと、国警も自治警も仲よく廃止をして、府県警察という自治体警察をつくるという御説明でございます。そこでお伺いをいたしたのでありますが、市町村の警察を認めない今日におきましては、市町村の自治権を取上げることになるのではないかとということが考えられるわけであります。この問題は同僚委員からも先般衆議院があつたところでありましたが、はつきりお伺いする意味におきまして、もう一ぺんお伺いしたいのであります。警察を維持するということとは、一体自治団体の固有の自治権に基くものであるからかという点につきまして、大臣の御見解を承りたいのであります。

○犬養國務大臣　これは私からあなかに御説明するのは、かえつて逆でございますが、私は地方の固有の自治権を取上げるというふうに考えておりません。警察というものは、御承知のように本来の國の統治權に由来します行政權の一作用でございますが、これは國と地方と兩方の利害關係がございまして、警察法について國の行政としての性格、地方の行政としての性格を備へておることは、本来の本質に基くもので、まことにやむを得ないのではないかと思います。そこで要は警察國家色にするというよりなことを避けて、今申し上げましたような兩者のバランスを適當に、かつ常識的にやつて行

の組織がすべて行うものではないのでありまして、言いかえれば地方自治権におきます地方の公共の秩序を維持し、住民の安全を保持すること、の中に、地方公共団体は公安に関する条例を定めたり、自警団を組織したり、あるいは防犯活動を行ったりすることは、当然そういう自治体がみずから果たすべき自主的に當んで当然である。地方公共団体の公共事務と申しますか、そういうものとしての警察の権能も含まれているのでありまして、それは喜んで地方の方におまかせしたいと思っておるわけでありまして、こういう点において、私どもは地方の人がみずから町を守り、町を穏やかにするという権能を養き上げようとは考えておらない次第でございます。なお事務的なことがあれば警察長官からお答えし

たいと思います。

○齊藤(昇)政府委員　大臣の御説明で十分と存じますが、鈴木委員の御質問は、地方自治法にいういわゆる市町村が公安維持の仕事を持っている。これは自治法本来のものであつて、市町村から警察を取上げることが、自治の権能を侵すものではないかという御質問だと存じます。これに、大臣がお答えになったのでありますが、大臣の答えの通り、いわゆる警察法で定めておきますあの警察の権能、これは本来国の統治権に基く作用であります。国と地方両者の利害に関係を持つものである。従つて市町村に警察を持たせないからといって、これは中

○鈴木(幹)委員　御説明によりますると、警察というものは統治権の作用に基くものである、こういうような見解は大体了承できるのでありますが、警察の作用をわかちますれば、行政警察と司法警察になるというように考えられるわけでありまして、司法警察が本體統治権の作用に基くものであるということは了承できるのでございますが、行政警察が全面的に統治権の作用に基かなければ一体できないものであるか、こういう点については私は疑問があると思う。たえて申しますれば、交通の取締りであるとか、あるいは風紀衛生に関する事項であるとか、こういうようないわゆる行政警察の範圍に入ります事柄につきましては、それは何も國家統治権の作用から測源しなくて、それこそ各個人が市民として

て、もしくは町民として持つておる。この自治体の共存共栄というような点から来るものではないかというように考えられるのでありますが、どういうような点につきましては、どういふような御見解を持つておられるか、この問題もあわせて今度は市町村の事務から全部なくしてしまおう、こういうようなことに結論としてなるのではないかとこの点についてありますが、この点についていかというのでありますが、この点について御見解を承りたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員　技術的な問題でございますから便宜私からお答え申し上げますが、いわゆる警察の作用の中で、司法警察といわれておるもの、行政警察といわれておるもの、この両方

権——國民の身体の自由を拘束をて、法令に従わせるといふこの警察権の作用は、國の統治權に基くものでありまして、なるほどおつしやいますように、行政警察と申しますと非常に意味が広いのであります。防犯的な事柄とかあるいは交通警察、広い意味で交通警察と申しますれば、標識を建てるとか、そういうような保護助長的な面もありましようが、あるいは条例をつくるという権限もありましよう。しかしそれに従わせるために、従わなかつた者を逮捕したり、あるいは法律に基いてその個人の自由を制限したりする、この警察権力作用といふものは國の統治權に由來しておるものである、かように考えるのでございます。従ひまして現在警察を持っております市町村におきましても、この警察権力が

使用しない行政警察に属する部分は、以前でも市町村が権能を持つておる、かように考えますが、警察法にいう警察組織をつくり、そうして警察権力をもつて個人の自由を制限するということは、国から特にさように与えられなければ、現在の法の建前といたしましては公共団体にはない、かように解するをいたしておるのでございます。

○鈴木(幹)委員　警察権の作用といふものと警察権そのものを区別してお答えになつておりますことは、私は正しいと思います。そうして警察権そのものが統治権に由来しておるといふ御了解につきましては異存がありません。ただ問題は、警察の作用として行わ

かえがないことであるし、また実際上もそれができるのじやないか、こういうことを主張し得ると思ふのであります。ところがそういうことをやることはいいか悪いかということは、当局としてどうお考えになるか、もしくは大臣としてどうお考えになるか、この意見を承りたい。

○齊藤(昇)政府委員　市町村が法律の規定に基かないで、かつてにこの法律に規定しておりますような警察を設けて、そうして犯人を逮捕したりあるいは犯罪の予防、錠庄に当つて個人の権利あるいは身体を拘束するということとは、法律がない限り不可能である。またよろしくない、かように考えます。

○鈴木(幹)委員　私のお伺いしたい趣旨がちよつとはつきりしないのですが、そういうことではなしに、行政警察

察として、たとえば交通警察であるとか、風紀に関する警察であるとか、そういうようなものは一つの統治権の作用から出て来るところの一貫した警察の組織を持たなくてもできるのじやないか、そういうふうなものが市町村の今日の自治体警察というものにあつていいのじやないか。現在は、今申しあげるように、統治権から来るところの一切の警察作用というものは、国家警察と自治警察に地域的に区分してやつておる。国家警察の所管するところは市や町の警察の所管するところとは区域が違つておりますが、同じ作用をおつておる。ところがいゝわゆる行政警察と司法警察というものをわけて考えよ



あるか。こういう問題を私は疑問に思ふものでありますが、これにつきまゝして大臣の御見解を承りたい。

○犬養國務大臣 これも本委員会がしばらく地方税法を御審議なさつておられます以前に、大分時間を費して申し上げたこととございまして、余分な点は省きますが、確かにこれも本法案の重要な議論の中心になると思ひます。その由來するところは結局警察の仕事というものは、冒頭に申し上げましたように、固に關係した仕事と地方に關係した仕事との二つを本質的に持つてゐるところから來てゐることとあります。しかしながら中央でかつてきつめつけしといふことは一方の性格、すなわち地方の事務的な性格を抹殺することでありまして、これこそ御指摘のようにまつたく自治警察の精神を失ふものでございまして。近代國家における警察の仕事の國家的な性質といふこととから考えまして、地方の方が地方本位にお考えになつて選ばれるだけでは、どうしても御承知の通り近代國家の必然の國際的な不安とか、治安に対する危機といふようなものにも抵觸して参りますので、従つて地方の意見、地方の公安委員會の意見を絶えず聞く、また公安委員會の警察職員に対する考課表的な判断を絶えず聞きながら、地方の意見を休しつつ中央において警察隊長を任命するといふことが、一番両者のあはれが當を得たものではないか、しかしながら中央においても、人間でありますから間違ひのあることは予想されますので、その間違ひを是正するために地方の公安委員會に懲戒権限の勧告権を持たす、また予算その他においては警察隊長は府県の議

会において説明をし、予算獲得のお願ひをする際に、もし中央集権的なことあるいは警察國家的な仕事をふだんいたしてゐるようなものでありましたならば、たちまち府県の議政院上において痛烈なる府県民代表からの批判を受けまして、そこにも制約が行われる、こういうふうな考へておるのでございします。御指摘のような御主張は各種の新聞にも出ておりましたが、同時にこれらの新聞は地方のボスと警察の關係といふものも指摘してゐるのであります。この両者の事情をあんばいいたしましたのが、このたびの警察法の趣旨でございします。さよう御承知を願ひたいと思ひます。

○瀧尾委員長代理 鈴木君にちよつと申し上げますが、法務大臣はただいま参議院の方の議論が開かれることになりまして、その方に参らなければならぬことになつておるものであります。つきましては鈴木君の御質問は大體法務大臣目下の御質問であらうかと思ふのでありますが、もし法務大臣の留守中逐条説明等の御質問がございしましたら、しばらくそれをおやり願ひことにしたらどうかと思ひますが、どうでございしましょうか。

○鈴木(幹)委員 もう少し残つておりますから、ではまたの機会にいたします。

○瀧尾委員長代理 そうすると政府委員に対する御質問は格別ございませぬか。

○鈴木(幹)委員 よろしうございします。

○瀧尾委員長代理 他の委員各位におかれまして、もしその間政府委員に逐条的なことについての御質問がござい

ましたら、時間の節約上おやり願へればありがたいと思ひますが、いかがでございましょう。

○大矢委員 これは実は自治体と國警の両方に聞きたいのですが、大臣がおりませんから國警長官にお尋ねいたします。

どうも自治体警察と國警の二本建では非能率だ、能率が上らぬから能率的にその任務を遂行する警察をといふことを第一条件に特になつてゐる。前の警察法にはそれがなかつたのですが、一體警察の能率といふのは見様によつては、良民の非常な犠牲において犯罪が検査された事実を私は多く知つてゐる。私は警察行政といふものは犯罪の検査、逮捕といふことでなくて、むしろ犯罪の防止にあると思ふ。特に大都市の行政といふものはほとんど九割までは、私はこの警察行政が大きな影響を持つといふことをみずから体験しておるのですが、これについてこの能率といふ意味は、あるいは迅速にやるといふことを重点に置いたために、従來あつたところの一切が罪人であるといふ關係から、あるいは能率を上げるといふ成績の点数かせぎと申しますか、そういうことのために何ら關係のない人がずいぶん多く犠牲になつてゐる、今後の警察はそういう言つておるときは必ず友だち親類縁者ごとく人質にとつて、そうして長い間監禁して自白させておる。従つてよく本裁判に行つてひつくり返されるようなことがしばしばある。これはむしろ能率を上げるために迷惑するのは善良な國民なのです。従つて私は警察の能率といふものをあまり強く言われることは迷惑

なのです。一人の罪人をつかまたるために善良な國民が十人、二十人被害者としてあげられて、もし裁判の結果無罪になれば國家補償もできませんけれども、警察であるいは二層夜三層夜閉じ込められて、どうも申訳ない、済まないといつて出される、私はずいぶん多くのそうした迷惑を受けた人もあつたように聞いております。われ／＼はまたみずから体験したこともありまして、今さら昔の特高警察のことをここで言う必要もないが、能率といふ意味をどう解釈してゐるか。それから能率を上げるためには警察力ではどうすることもできない、やはり一般住民と申しまゐるか、國民大衆の協力によらなければ、どんな神機のような刑事がおつたつてそれはあがりはない、それを権力で何か強い力をもつてやれば能率が上つたり、犯罪の検査が迅速にできるのだといふ、このものの考え方から根本的に脱皮しなければ、私は警察制度をいくら審議していくら法律をかえても頭の切りかえがない限りだめだと思つてゐますが、一體能率といふものをどういふふうにお考えになつておるか、私は今までも能率が上つておらぬとは思ひぬのです。ずいぶんよく能率が上つておると思ふ。それをまた改正していわゆる高能率といふことになれば、これはきわめて迷惑するのです。が、そのことについて直接觸れに當つておられる長官のものの考え方を、この機会にお伺ひしたいと思ひます。

○齊藤(昇)政府委員 この新警察法案は警察の任務を能率的に遂行するに足る組織といふことを目的にしておりまして、従つて御指摘の通りでございします。そこでこの能率といふ意味でございしますが、これは何も検査率のみを主眼に置いてゐるか、そういう意味ではございませぬ。被疑者を迅速に逮捕するといふことも、これはもちろん能率の一つの要素でございしますが、ここで申しておりまする能率、そしてここで考へておりまする組織と申しますものは、同じ効果をあげるについて、他の条件は同じであつても、組織をかえるならばもつと手早く、あるいはもつと経費も少く目的を達する、こういう趣旨でございします。従ひまして現在の國家地方警察と自治警察が二本建になつており、そして警察の主体が多元的である、区域が非常に小さくわかれてゐる。こういうことは同じ仕事をやるにいてもきわめて煩雜であり、また人数すよいいかかる。手数もよいいかかる。そこで組織を、府県を単位として一元的にするといふことによつて、今までよりももつと地方住民の方々の御満足を得られるような警察の任務、サービスを能率も少く果せる、こういうのがねらいでございまして、このたびの警察法の改正は、権力を強化し、権力によつて犯罪をよけいあげようといふことを主眼としておるものではないと思ひます。御指摘のように治安の維持、警察任務の遂行のために地方住民の方々の御協力、むしろ地方住民の方々と一緒に、その警察の任務を警察が遂行して行くといふあり方ではないれば、その能率も上らないのでございします。さういふ趣旨からいたしまして、府県に置かれる警察につきましても、これは府県という自治体から監視、監督を受け、また府県住民と一体になつて働けるという、そういう組織を考えておるのでございします。従ひ

ましてわれ／＼の能率の考え方は、ただいま御質問の大矢委員のお考えになつておりますのと、まったく同じ考え方から出発をいたしておるのでございます。

○大矢委員 地方住民の協力なくしては能率が上らぬということは同感だといふ御意見であります。今までせつかく育て上げて来たこの親しみある自治体警察を廃止して、そして府県一本の国家警察にしよう。これはもちろん自治体警察だとしきりに大臣は答弁しておられますけれども、私はこれは結局自治体警察ではないと思つております。しかしこれは見解の相違でございます。まして、私のお聞きしたいことは、現在持つてゐるところの自治体警察を府県警察一本にした方が住民の協力がさらに得られるのか、現在の方がよりよく協力が得られるのか。私は現在の方がよりよく協力が得られると思ふ。これを府県警察一本にしまして、しかもその警察長に任免権を持つということになりますと、結局これは国の出先機関になつて、時の政府の任命した本部長によつて動かされるというように見られて、そこにはだん／＼住民との間にみぞができ、さらに協力態勢が薄くなる。これはだれも常識的に考えられることです。しかも最も重要な、治安に必要な地方住民の協力を得なければならぬといふことが条件でありまするならば、よりよく協力が得られる地方自治体警察をどうして廃止しなければならぬのか。もし連絡が懸ければ、その連絡の方法は幾らも他にあると思ふ。今までの欠陥を補おうとせずして、ただちに安きにつくと申しますか、戦前のように一本にした方が能率

がいいといつて、そこに集権しようといふところに、この法案の欠陥と、またねらいが政府においてはあつて、私はこう考へております。従つて、今までの国警と自治体警察で行く方が住民の協力が得られるのか、それとも今度の天くだりの本部長のもとに命令系統が一本になる国警になつた方が協力を得られるのか。簡単にどつちの方がいいといふことだけを答へ願ひたい。

それからいま一つは、経済的なことをしきりに言われるのです。これは国民もずいぶん多くの負担をしてゐる。今度の財政法によりまして、一人の巡査に三十数万円をかけてゐる。こういうことからして、経済上の問題についてはできるだけ軽減したい、またその願つてゐるのですが、一体現状のままで警察の経費をもつと軽減することができないのか。私はしばしば大臣に言つたのでありますが、自治体警察ができた当時は軍隊がなかつたので、その後これではいかぬといふので、警察予備隊をつくり、その七万五千が十一万になつて保安隊となり、今度それが軍隊にひとしいいわゆる自衛隊となる。そういう大きな組織ができるときに、同じような数を持つてゐる必要はない。私は国警自治体警察の数をうんと減せろと思ふ。今度三万人を減すつもりだといふが、何もう国警にない。この歴大な自衛隊ができた今日において、三万人ぐらゐ減すのは当然のことだ。何も国警にしないでも減さしなれば済むのか、私はそれを統一しなければならぬのか、私はできなくとも、私は大阪であります。大阪には四千ぐらゐの警察官しかいなか

つた。それが都市の治安が最も重要だといふので、八千七百人にした。大阪市内だけで半分にもできる。しかも国警があるのだから、国警と大都市の自治体警察が協力すれば半分に減せると思ふ。このごろた自動車ばかりでなく、電話一本で、あるいはまた電波の機械もできておりますから、そういう近代化のなつてゐるものを利用すれば、非常に強い機動性ができますから、私は十分補へると思ふ。従つて国警にしなければならぬと、二つあるから不経済だといつて、何か国警一本にすれば、非常に国民の負担が安くなるようなことを言つておりますが、これは今度の人員整理の三万人のしわ寄せをここに持つて来ているのではない。人員整理のしわ寄せをここへ持つて来られては迷惑しうござんす。そうして一方はどうかといふと、保安隊に四万二千をこしらへてふやうな、一方は三年かかつて毎年一万ずつ人員を整理して、一方では四万二千こしらへて自衛隊をふやうなといふのだから、国警にしなければ経費の節約ができません。これは人員が整理できぬといふことには私は納得できません。今の二本建てでも十分できます。どうしてそういうことを強く主張されるのか、できぬという理由を聞かしてもらいたい。

○齊藤(昇)政府委員 市町村警察を府県警察にした場合には、住民の協力がよくいふ得られなくなりはしないか、これが当然ではないかといふ意見が第一点であつたと存じますが、住民の協力を得る、得ないといふ点は、これは府県警察になりましたからといつて、今までよりも警察に対して住民の協力が得られなくなるといふことはない、私

はかように思ひます。現在の国家地方警察は府県警察ほどの自治性を持つておりません。しかし国家地方警察の分野におきまして住民から御協力を得ております点は、市町村警察において協力をしておられる点と私はかわりがない、かように考へておるのであります。要は警察の運営の仕方がいかにいふことが大きく影響すると思ふのであります。御承知のように、イギリスはほとんど自治体警察の国であります。が、しかしあの有名なロンドンの警察、ロンドンのスコットランド・ヤードは、世界にも冠たる民主的な、そして住民の協力を得てよくやつておられる警察だと思ふのであります。これはイギリスにおける唯一のあのロンドンの国家警察が、イギリスの農村における警察よりも非民主的だ、住民から協力を得られていないといふことを私は耳にしたことはございませぬし、アメリカにおきましても、ロシンの警察は国の警察であります。が、あのロシンの警察がニューヨーク市の警察よりも非民主的で、住民から遊離してゐるというやうなことも伺つてはおりませんので、そういう点から考えましても、市町村の自治体警察でなければ、住民の協力が薄くなつてしまふといふことは当然には言えない。これはむしろ警察の運営の術に当る者の運営の仕方いかんである、かように考へておるのでございます。

それからこの警察法の改正をやることによつてのみ初めて警察官の整理、あるいは経費の節約ができるというところはおかしいではないか、この改正を行ななくてもさうな節約ができる、かような御意見でございしますが、も

ちろん改正をいたしませんでも、経費を何ばに減らしてしまふ、人員を何ばに減らすといふことを、固なり市町村でそれ／＼きめられれば、それだけ減るわけでありまして、それだけやはり能率が落ちることは当然だと思ふのであります。本法案のねらつておりますのは、国家地方警察と市町村警察とにわかれており、しかも市町村警察の区域が非常に狭い単位で独立をしてゐるといふことからいまして、人においても、あるいは施設においても非常に不経済にダブつてゐる点が多くある。一つの市に自治体警察の警察署があり、国家地方警察の署があり、あるいは自治体警察の市警本部があり、国家地方警察の本部がある。これが府県警察になりますならば、それらダブつておるものがすべて一つで済むわけでありまして、制度が非常に複雑になつてゐるということとそれ自体から来ております人員あるいは施設あるいは費用の重複してゐる部分を、制度の改正によつて単純にすることによつて節約ができるわけでありまして、現在の組織のもとにおいてもなおかつ節約ができるということがありますならば、この制度の改正を行ふならば、さらにそれにプラスしてこの制度の改正により三万人がよけい浮かび出て来る、こ

ういうわけでございますので、ただ単純に現在の組織機構のまま減らすといふよりは、組織機構を簡略にし、重複の部分を除ける、それによつて出て来る自然の剰余を節約するといふのが、この法案の趣旨でございます。

○大矢委員 それからこのことも大臣に聞いた方がよいと思ひます。しかし吉田総理が出先またはしばしば／＼の機会

責任があるにかかわらず取上げるといふことは、一つの不信任になる。長を不信任するということは住民の不信任になる。それのみならず、齋藤さんにとりて国民の声として聞きたいことは、特に国民の情に於ける不信の聲である。また中央集権的を反對して官制的を、また中央集権的を反對して

握があるというわけではない。そこには根拠がある。国民のそういう不安、根拠というものは、御承知の通り、内閣総理大臣がいつ何ときでも氣に入らなければ国会を解散する。国民が選んだ国会をただちに解散する権能を持つている。陸海空軍——現在軍艦もあれば陸軍も海軍もある。それを軍隊ではないというなら別として、その統帥権は吉田さんが持つている。解散権、統帥権を持ち、また警察権も持ち、しかも知事の任免権まで持ちたい。そうありたいという、そういうように一貫してそれほど強い権力を持つたところの時の総理大臣がこういう警察権を持つということは、前以上になるという心配があるが、この心配は無理でしょうか。そういう一連の關係から来て、これが國家警察のみになればたいへんなことになる、こういうことのために私は心配しているのです。だから、これは大臣の答弁すべきことになるかもしれないけれども、そういう内に対して、いや、そういうことはかまわぬ、ない、ということのように考えるのか。これは大きなことです。これは大臣に直接聞かべきことかもしれないけれども、大臣が来たたまた私は聞きますが、内閣の長官としての齋藤さんは、そういうように一切の権力を集中し、戦争前、天皇以上の権限を持つということになれば、一体どういうことになるかと

う心配を持つということがはたして無理だと考えるのでしょうか。これはかつてな心配か、それともなるほどそういうこともあり得ると考えるか、ひとつ長官としてのお考えをこの機会にお聞きしておきたい。

○齋藤(昇)政府委員 まず第一点についてお答えを申し上げますが、国の責任、すなわち中央政府の責任、それから地方団体の長の治安に対する責任、これをこの改正法案においては、国の責任だけを考へて地方団体の責任ということを考へておらぬという御所見でございまして、この法案は、たび／＼大臣からも御説明を申し上げておりますが、国の責任と地方の責任を、不満足ながらも両々満足のできるようにならざるを得ないということになるか、とも不徹底だということになるか、とも上げません。これを条文について申し上げますならば、地方の方におきましても、府県の公安委員会はやはり府県警察を管理しておりますのでございまして、なるほど本案によりますれば、当初の任免権は警察本部長については持つていません。しかし、警察本部長のやり方がいけなければやはり罷免あるいは懲戒の勧告権を持つています。また、警察本部長がその部下の警察署長その他を任免する際にはやはり府県の公安委員会の意見を聞かなければならないのであります。その意味において、地方の責任というものは、完全とは申しませんが満足できると私は思うのであります。しかるに国の責任は、内閣あるいは政府のみの独自の責任でとれるかと申しますと、これは、この法案では必ずしもそこまで徹底いたしております。すなわち国家公安委

員会、これはなるほど総理大臣が国会の同意を得て任命した委員によつて構成はされておりますけれども、しかし、先ほど大臣から御説明申し上げましたように、すでに国会の同意も得ておるのであります。あるいは内閣がかかりまして、この委員は理由なしに罷免はできないのであります。つまり、そのまゝ存続いたしておりますのであります。従つてこの公安委員会の権限というものは無視できないのであります。さうでありますから、政府の独自の考えだけで責任が持てるというわけでもないものであります。これは、政府の責任と政治からの中立性という点の両方を、ほどよく満足させるというところで満足するより道がない、かように思うのでございまして、さうな意味から申しまして、総理大臣が長官を任命いたしましたも、これも先ほど大臣から御答弁ありましたように、さう長官がどんな事柄についても総理あるいは時の政府によつて左右されるか、こう申しますと、中央の公安委員会、それから地方の府県の公安委員会の監視、監督ということによりまして、以前の警察が陥りましたような弊害というものは、この法律案のもとにおいてとはとても起り得ないと確信をいたしておりますのでございまして。

○伊藤委員 ちよつと簡単に聞きたいのですが、先刻鈴木委員の質問に対して、今度の警察法の改正の第一点として、国家公安委員会の責任の明確化、こういうことをおっしゃつたのですが、一体従来の国家公安委員会ではさういふ責任の明確化がなかつたかどうか、さういふことをひとつ具体的に教へて願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 この責任の明確化という意味が二通りございまして、一つは、現在の警察が非常に多数の單位に独立をしており、さうして治安の対象になるものは一体である。そこで警察にまたがつておるような事件の処置については、お互いにその一つの事件について責任を負うものが数個あります。そこに責任が不明になる。専断な言葉で申しますと、責任のなすり合いというか、これが責任の不明確の一つであります。この点は、府県警察に統一することによりまして、少くとも府県単位において責任が明確になるというところが一点、それからいまい点、これは先ほど申し上げたように、政府の責任を完全に明確にするということになりますと、警察濫用の弊といふ点がございまして、この点におきましては、これは完全な意味においてすべし政府の責任ということとは、実は当らないと思ひます。少くとも今日の制度におきましては、自治体警察は、もちろん中央政府として全然責任がない。これは完全でない。国家地方警察におきましては、第一線の都道府県の公安委員会の管理下にございまして、これはしかし長官が任免権を持つておりますから、その限度におきまして、国家地方警察は任免権によつて作られて、国家地方警察は任免権によつて作られて、人事については、中央が責任を持つておりますが、これはしかし公安委員会というところでも中絶をされておるわけでありまして、警察の行政管理の面におきましては、政府は公安委員を任命すれば何ら責任を持たぬという形になつておりますので、そこで國務大臣が委員長に入

るといふことによりまして、完全には責任は持てませんけれども、従前よりも政府の正しい意図というものが公安委員会を通じて警察に反映できるといふことになる、さういふ御理解をいただきたいと思ひます。

○門司委員 私が資料をこの前要求いたしておりましたのが参つておりますが、これは会議録ではないです。これは目録だけですが、会議録を出していただきたい。だれが出したか、ちつとも書いてない。これじゃ目録ですよ。どうしてこんなものを持つて来るのです。私は会議録を出してくれと言つていない。これがあなたの方の会議録ですか。こんな不具識なものをどうして出されるのですか。

それから今齋藤君の答弁の中に一つあつたから、これも資料に要求いたしておきますが、責任の明確化が期されておらなかつたというが、その責任の明確化が期されていなかつた行政の実例を出してください。ただ言葉の上だけで幾ら議論しても始まらない。われわれはなお実例について調査する必要がある。どういふ事件について、どういふ不明確化があつたか、これをひとつできるだけ早く出していただく。それからこの公安委員会の会議録につきましては、非常に重要なもので、今までの公安委員会がどういふうに運営されておつたかというところを知る資料です。今までの公安委員会制度とは違つて、今度は大臣が入つて、新しい公安委員会制度が別個にできることになつておりますが、その参考資料にしなければならぬので、私の要求したのは、目録だけでなく、

明らかに会議録でありますから、会議録を出してもらいたい。これが出て来なければ審議するわけには行かない。

○齋藤(昇)政府委員 会議録の点は、先般の御要求の際に、大体会議の概要がわかる程度のものでよろしいということでありましたので、さうなものを提出いたした次第でございまして、連記的な完全なものは持つておりません。どなたが集まられたか、そしてどういふ案件がそこで問題にされ、審議されたかというところはわかつておりますが、普通の場合に、たれがどういふ発言をされ、たれがどういふことを言われたかという詳細なものはつくつてありませんので、その点はひとつ御了承をいただきたいと思います。

○門司委員 会議録がないというなら、これはやむを得ぬわけで、どうにもならないけれども、しかし公安委員会というものはさういふ不具識なもので、これは行政機関というよりも、一つの執行の機関です。行政委員会ではあります。行政委員会であると同時に、これは一つの執行機関である。従つてさういふ重要な会議にはある程度の会議録がなければならぬと私は思ふ。ことにこれは出席した委員も何も書いてない。私どもはさういふ不具識なことであつてはならぬと思ふ。少くとも国会の審議に資する資料はやはり親切なものを提出してもらいたい。この資料が出て来るまで、これの審議を延ばさなければならぬことにならぬ。純然たる連記がないというなら、会議録があるはずである。私はそのくらいのものはなければならぬと思ふ。そのくらいのものがないよう

不見識な執行機関がありますか。行政委員会というものは、実際今憲法上の問題で云々されるようなことがあるように、これは非常に重大な問題であつて、単に国家公安委員会だけでございせん。教育委員会もその通りでありますし、あるいは人事委員会もその通りであります。これはいろいろ問題があるのです。従つてこれは単なる行政機関としての集まりでなく、ある程度の執行権も持つておるのであつて、私はこういう不見識なものであつてはならないと思ひますので、できるだけ詳細な議録をこの次の会議までに出してもらひたい。

○齋藤(昇)政府委員 国家公安委員会で後日問題になつて、大事だといふ点は、これは明確にしておくのでございす。と申しますのは、公安委員会に決定しなければならぬ事柄につきましては、全部その事案ごとに公安委員の決裁をいたしておるのであります。決裁書が全部あるわけでありす。しかしそこでどんな話合いがあつたか、どうだつたかといふことは、その詳細に議録に残しておかなければならぬ性質の問題ではありません。公安委員とされまして、この問題は大事だ、これは文書に残しておこうといふものは、さようにして残される場合もございましょう。おおむね全部決裁書類になつて、すべて決裁を各委員がしておられるのでありますから、そこで公安委員の責任は明確になつてゐるのでございす。その点は御了承をいただきたいのであります。

○門司委員 私何も無理を言つてゐるわけじゃない。だからできるだけ詳細なものを出してもらひたいと言つてゐる。だから齋藤君には出すことをここで請合えなければ、次の会議にひとつ公安委員長に出て来てもらひまして、公安委員長に私は要求いたします。

○瀧尾委員長代理 ただいま門司委員からも御希望がありましたので、御希望の趣旨を体せられまして、ひとつできるだけ詳細なものの御提出をお願いいたします。

委員各位にちよつと申し上げますが、先ほど連絡がありました、法務大臣は参議院の議運の方で、ただいまのところでは六時ごろまでかかるであらうという御連絡であります。従いまして、本日この委員会において法務大臣に御質問になるということもむづかしいように思ひますので、今ただちに政府委員に何か御質問でもございすればお続けを願ひます。

それでは大石君、簡単にお願いいたします。

○大石委員 私は齋藤さんにお尋ねしたいのですが、破防法という法律ができておるのですから、今回のこうした警察法なんというものをお出しになるのが私はどうかと思ひます。いつたつたか質問しましたら、今回の警察法は府県を単位としたものであつて、さらに私は最も問題となればならぬのは、中間的存在であるとなつた方がおつしやつていられることでありす。これはほんとうは国家単位の警察であると私は思ひますが、かく私が承知いたしました齋藤さんよろしゅうございすか、いかがでございましょうか。

○齋藤(昇)政府委員 この府県警察は、実際から申しますと、これもた

びたび大臣が御説明しておられますように、どちらの警察かということになりますと、府県の自治体警察と、かように申し上げざるを得ないと思ひます。ありまして、自治体たる府県に法律によつて与えられた警察の任務を遂行する機関であります。もちろんこれにつきましては、警察の国家性に依りまして、国の関与といふものはございす。本質は自治体警察でございす。

○大石委員 私はせんだつて犬養さんに再三再四お聞きしましたから、この次に犬養さんが来られたときに詳細に聞きたいと思ひます。

そこで、水上警察と海上保安本部とこれは一緒にすることがあります。水上警察と海上保安本部とは同じ仕事をしておる。こうした二重のことをあな

たはどういうふうにお考えになるか。私はここで特に委員長にお願ひしたいのですが、この次には海上保安庁の長官をここへおいで願ひようにしていただきたい。どうですか。

○瀧尾委員長代理 伺つておきます。

○大石委員 伺つただけでは困ります。これは海上保安庁と水上警察と二つの仕事があるのです。こういう二重のことをしますと、非常に経済的にも国民が困るのです。そうして一とこへ行つて、またもう一とこへ行つて調べられる、こういうような二重の制度といふものは、これは今回廃止する必要があると思ひますので、この席上へ海上保安庁の長官を――木村さんと違ひますよ、海上保安庁の長官をここへ呼んでいただいて、そうして水上警察と海上保安庁とどういふ点が違ふかといふことを伺ひたいと思ひます。

その次に何がゆゑに皇宮警察といふものを設置になつたか、こういうものは、都の警察に所屬するとか、国警に所屬するとかはつきりないといふと、あの正月の元旦のようなことが起きる。この皇宮警察を齋藤さんはどういふふうにお考えになりますか。これはあなたに聞いても何にもならぬことですが、この警察法について一休あな

たは政府及び大臣と御相談におあずかりになつたのでございすか。あなたはロボットだつたのですか。その点を鈴木さんがちよつとお聞きになつたように思ひますが、その点聞かしていただきたいのです。

○齋藤(昇)政府委員 皇宮警察をどこにつけたらいいか、これは一つの問題であらうと存じますが、御承知のように皇宮警察は、以前は、宮内省がありましたが、宮内省の一部局であつたわけでありす。それから後に宮内省が廃止になり、いろいろ機関の改正がありまして、警察法の改正以前は、警視總監に付屬する別の皇宮警察といふものであつたのであります。ところが自治体警察、国家地方警察といふものにわたることに相なりましてこれを自治体警察につけることがおかしといふので、国家公安委員会の所屬にする、国家地方警察本部の付屬機関といふことにいたしましたのであります。これを今度の制度改正によつて警視庁の一部局にするのがよろしいか、あるいはそうでない方がよろしいかといふことを考へてみますのに、皇宮警察につきましては、費用の負担から見まして、これは自治体に持たせるものではないと思ひます。やはり国が負担をしてやるべき問題であらう、かように考

へますし、また皇宮警察の任務内容も一般警察とは違つておりますので、これは府県の自治体警察といふことではなくて、やはり国の一つの機関ということにする方が適當であらう、かように考へます。さういふいたしますと、今度の警察法に付屬せしめた機関にするといふことが一番適當であらうと考へております。

〔瀧尾委員長代理退席、委員長長着席〕

この法案につきましては、法案作成の経緯は御承知の通りであります。が、私の考へをいたしまして、この法案はまことによくできておる法案だと思つて感心をいたしております。決して私は心ならずもこの法案を政府委員として説明しておるわけではございせん。

○大石委員 それではあなたは、今回のこの法案は非常に理想的なものであると思ひになるのですか。そうしてあなたはロボットではなしに、この法案の作成に参加されたわけですね。それからさつきの水上警察と海上保安庁の關係、これをいかにするか、この点御説明願ひたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 水上警察と海上保安庁との關係でございすが、これは私は一つの研究問題であらうと考へます。確かに海上保安庁の職務と水上警察の職務とが重なつておる点がございす。しかし海上保安庁のやつております任務を普通警察がはたして全部果せるか、かように考へますと、今日海上保安庁の活動は沿岸より非常に遠くなつておりました、レーダーを持つた船でなければ任務が果せないといふやうな仕事までやつておるわけでありま

す。いろいろな船舶その他の保護というようなことも考えますと、さうな点は水上警察ではどういやれないのであり、これは管轄区域その他を考えたとしても、普通の警察よりも別の警察の方がよろしい、かように考えます。しかし陸に非常に接続したところで、普通陸上警察と同じような内容の点につきましては、これは調整を要する面があるであろう、将来の研究問題だと考えております。しからば、この警察法改正の際に、なぜ同時に考えなかつたかという御意見もあらうと思いますが、同じく／＼な点を解決するということもきわめてむずかしい問題でありますので、また後日の研究問題として解決をして参りたい、かように政府は考えておるのであります。なおこの法案の作成の経過につきましては、自由党の行政改革委員会の方で大体骨子をおきめになつて、閣議においてこの骨子を検討されました、この骨子に従つて立案をわれ／＼事務当局に命じられたのでございます。しかしながら先ほども申しますように、この骨子は、われ／＼御審議ではございませぬから完全に理想的であるかどうか、いろいろ御審議を煩わさなければならぬと存じます、われ／＼の考えとい

たしましては、これで御心配になつておられるような弊害も起らないのじやないか、かように信じております。

○大石委員　しからば、それほどあなたは理想的な法案と信じられるなれば、水上警察を廃止して海上保安庁なら海上保安庁、そういうふうにしませんと、同じような仕事をしてダブつておる。これは実際的な困つておる。なぜこの警察法の中に水上警察をどうい

うふうにするかということをお入れにならなかつたか、これを聞きたいと思ふのです。

○齋藤(昇)政府委員　このたびの警察法案は現在の普通警察の面における組織の変更だけをまず取上げたのでありまして、他の海上保安庁でありますとか、鉄道公安官とか麻薬取締官とかいう特別司法警察というふうなものをどういうふうに考えて行くかという問題は、先ほど申しますように、まだ残されておるのでございまして、これは後日の研究問題と考えております。

○大石委員　しからば四、五日あとに、これをお考えの上どうぞあなたの御意見を發表願ひたい。

それから、私はこの管区本部はいらぬと思ひます。無用の長物である。あなたの方の部下をみな管区本部にやつてゐる。これは姥捨山である。この管区本部が五つだつたが、今度またたくさんになつた。姥捨山がだん／＼たくさんになる。これをあなた理想と思つていらつしやるか。こういうものがあるために非常にみな迷惑しておる、なぜこういうものをそういう理想の法案の中にあなただはおおきになつたか、この点非常に私は疑問に思ひます。事詳細に言うてもらわぬと承知できませぬ。

○齋藤(昇)政府委員　管区本部は今日の治安の状況、今日の犯罪の状況から考えまして、私は絶対に必要なものだと考えておるのでございまして。御承知のように今日の犯罪関係は非常に広域にまたがつております。また非常の際には同時多発の重大犯罪もいろいろ考えられるわけでありまして。また通信機

関も、これは有線、無線を通じまして、技術的にやはりああいう中継的な存在がどうしても必要でありまして、今日の治安処理面からは、管区本部がもしなくなるならば、非常に処理の仕方が煩瑣になり、治安上重大な結果を来すおそれがあるとさえ考えておるのでありまして、決してこれは無用の機關ではないのであります。必要不可欠な機關ではなからうかと信じております。

○大石委員　私も質問したいことがありますが、それけれども、大臣がお見えでないから、この次にします。

○中井委員長　それでは明日は午前十時より開会をいたします。

本日はこの程度で散会をいたします。

午後四時四十七分散会